

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する 検討会議の目的、会議運営について

1 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議の概要

(1) 目的

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）は、本町が観光地として一層発展・成長するために、「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について、専門的かつ幅広い見地から具体的な検討を行うことを目的とします。

(2) 役割

検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行うものとします。

- ① 観光まちづくりの充実・維持に関する財源のあり方に関すること。
- ② その他目的達成のために、町長が必要と認める事項に関すること。

(3) 委員の構成等

委員は、観光関連団体その他各種団体からの被推薦者、町民からの一般公募者及び学識経験者の9名から構成するものとします。

検討会議では、委員の中から1名委員長を置き、委員長には、会議の進行等を務めていただきます。なお、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理していただきます。

(4) 委員の任期

令和元年8月2日から令和4年8月1日まで

2 検討会議の運営について

(1) 会議の公開

検討会議については、「箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱」に基づき、原則として公開としますが、次の事項に該当する場合、会議の一部又は全部を公開しないことができ、附属機関等の長が当該会議に諮って決定することとされています。

(公開の基準)

- ①法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされているとき。
- ②箱根町情報公開条例に規定する非公開情報として認められる事項について審議等を行うとき。
- ③会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

↓

原則、公開とし、第2回検討会議以降、事前に広報はこねや町ホームページにより開催を周知します。(傍聴の定員 6名)

(2) 会議録の作成等

会議録については、要綱第7条の規定に基づき、町ホームページ等により、会議資料とともに公開するものとします。

また、町議会にも、検討会議の結果について随時報告を予定しています。

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する 検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本町が観光地として一層発展・成長するために、「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について、専門的かつ幅広い見地から具体的な検討を行うことを目的とし、箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行うものとする。

- (1) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関すること。
- (2) その他目的達成のために、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 検討会議は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 観光又は地方税財政について学識を有する者
- (2) 観光関連団体その他各種団体から推薦を受けた者
- (3) 町民の一般公募者
- (4) その他町長が特に必要であると認めた者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(委員長)

第4条 検討会議に委員長を置き、委員のうちから町長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政への町民参画の促進及び公正で透明な開かれた町政の実現を図るため、箱根町附属機関等の設置及び運営に関する要綱(平成15年12月5日)第7条の規定に基づき、附属機関等の会議の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされているとき。
- (2) 箱根町情報公開条例(平成15年箱根町条例第14号。以下「条例」という。)第5条に規定する非公開情報として認められる事項について審議等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

(会議の公開又は非公開の決定)

第3条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の基準に基づき、附属機関等の長が当該会議に諮って行う。

2 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 附属機関等の長は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席及び記者席を設けなければならない。
- 3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、抽選その他の方法により傍聴者を決定する。
- 4 附属機関等の長は、当該会議に付する資料があるときは、原則として同様の資料を傍聴者等に配付するものとし、配付できない場合は、審議事項等が分かる資料を提供しなければならない。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、別に定めのある場合を除き、会議の傍聴にあたっては、次に掲げる事項を遵守し、かつ、附属機関等の長の指示に従わなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 飲酒、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 許可を得ずに会議の写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(5) その他会議の妨げとなる行為をしないこと。

(会議の開催の周知)

第6条 附属機関等の庶務を担当する課等の長(以下「担当課長」という。)は、当該附属機関等の会議開催日の14日前までに(閉庁日の場合はその翌日)、次に掲げる事項を行政情報コーナー、広報、各課等カウンター、ホームページ等により事前に周知するとともに、必要に応じ報道機関等に資料提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等止むを得ない理由のある場合はこの限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開する場合には、その理由
- (7) 傍聴者の定員及び定員を超えた場合の処置
- (8) 傍聴手続
- (9) その他必要な事項

(会議録等の作成)

第7条 附属機関等の長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後14日以内に(閉庁日の場合はその翌日)会議録又は会議結果概要報告書(以下「会議録等」という。)を作成しなければならない。

2 附属機関等の長は、会議に付した資料があるときは、会議録等に当該会議の資料を添付しなければならない。

(会議録等の公開)

第8条 担当課長は、会議録等作成後速やかに当該会議録等及び会議の資料を行政情報コーナー、各課等カウンター、ホームページ等において公開しなければならない。

2 前項の規定において、会議録等及び会議の資料の一部に条例第5条に規定する非公開情報が記録されているときは、条例第6条の規定により、当該非公開情報が記録されている部分を除き公開する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。